



議会だより

第4回定例会

議会の情報は下関市の
ホームページから

<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>

平成25年12月4日から19日までの16日間を会期として第4回定例会が開催されました。今回は提案された一般議案について、委員会での主な審査内容を紹介します。

問 委員（議員）からの質疑など
答 市役所執行部からの答弁など

■議案第186号「下関市リサイクルプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例」

本案は、平成26年4月1日からの消費税率引き上げに伴い、リサイクルプラザの使用料を改定するとともに、開館日を増やし市民の利便性を図るための条文整備などを行うおととするものです。

問 使用料の改定で、施設の使用時間の区分を変更した理由は、
答 施設の利用者などの要望で、
午後0時30分に変更した。これまでは午前と午後の区分が時間的に連続しており、利用者が入れ替わるときに混乱することがあったので、今回の改正により、午前と午後の区分の間に30分の間隔を設けた。午後の区分が30分短くなったので、時間短縮分を考慮し、使用料の再計算を行った結果、今回の消費税増税分を上乗せしても、午

後の区分の使用料は改正前よりも下がっている。

【意見】 他の施設でもこの考え方は使えるのではないか。利用者にとっては少しでも使用料が下がったほうがよい。正午から施設を利用する方は少ないと思うので、全庁的に検討してはどうか。

■議案第280号「下関市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例」

本案は、国家公務員退職手当法などが改正されたことに伴い、国に準じた早期退職募集制度の規定を整備し、定年前早期退職者に係る特例措置の拡充を図ろうとするものです。

▼執行部の説明

対象職員を現行の50歳以上から45歳以上とする。勤続20年以上かつ45歳以上の退職者は、退職手当基本額を定年までの残年数1年当たり3%割増す。

問 国や他市の状況はどうか。

答 国は早期退職募集を平成25年6月1日から先行して実施している。県内では、「改正済み」が1市、「改正予定」が下関市を含め6市、「今のところ考えていない」「未定」「予定なし」が6市という状況である。

問 今回の制度改正について、職員の労働組合も賛成しているのか。

答 職員にとっても有利に働く内容であるので労働組合に提案した

ところ、特に異論はなかった。

■議案第287号「重要文化財旧下関英国領事館の設置等に関する条例」

本案は、保存修理や構造補強工事などを行った旧下関英国領事館について、平成26年7月に予定される再開館にあたり、公の施設として管理するため条例を定めようとするものです。

問 旧下関英国領事館はこれまで行政財産として管理されてきたが、今回、なぜ公の施設とするのか。

答 文化財として管理することはもちろんであるが、これからは唐戸地区のいろいろな歴史・文化・情報を提供する施設として市民に積極的に利用していただくとともに、さまざまなイベントを展開し、地域のにぎわいや振興に役立つ施設にしたいと考えて公の施設とした。

■議案第289号「下関市自転車等の放置防止に関する条例」

本案は、自転車等の放置防止に関する措置と自転車等駐車場の附置義務(附属させて設置する義務)について必要な事項を定めようとするものです。別号議案で、J R



現在工事中の旧下関英国領事館

下関駅周辺に三つの有料自転車駐車場を整備する議案も出されています。

▼執行部の説明

「自転車等放置禁止区域と放置抑制区域の指定について」

◎放置禁止区域

現時点では、下関駅周辺の特に放置自転車などが多い地域を指定する予定であり、この区域で放置自転車を見つけた場合には即時撤去をすることとなる。

◎放置抑制区域

即時撤去は行わず、駐輪場への

移動命令の後、一定期間を超えても、なお命令に従わない場合に撤去するよう考えている。

【駐輪場の附置義務について】

都市計画法に定める近隣商業地域と商業地域のうち、国勢調査の結果により人口集中地区として設定されている区域と自転車等放置禁止区域を附置義務が課される区域としている。この条例により附置義務が課される施設でも、既に

建設された施設などは適用外としている。

【今後のスケジュールについて】

平成26年早々に条例を施行し、放置禁止区域と放置抑制区域の指定をしたい。その後、放置禁止区域に関する看板や標識などを製作・設置し、ポスターやリーフレットを配布するなど市民への周知を図った上で、下関駅周辺に整備予定の三つの有料自転車駐車場の

第1回定例会（2月～3月）

※今後、変更の場合あり
第1回定例会（2月～3月）が予定されましたのでお知らせします。

月	日	曜日	会議など
2	28	金	本会議（議会人事、提案説明など）
3	1・2	土・日	休会
	3	月	休会（自宅審査）
	4	火	本会議（代表質問）
	5	水	本会議（代表質問）
	6	木	本会議（個人質問）
	7	金	本会議（個人質問）
	8・9	土・日	休会
	10	月	本会議（個人質問）
	11	火	常任委員会
	12	水	常任委員会
	13	木	常任委員会
	14	金	常任委員会
	15・16	土・日	休会
	17	月	常任委員会
	18	火	常任委員会
	19・20	水・木	休会（整理日）
	21・22・23	金・土・日	休会
24	月	本会議（表決など）	

供用開始と同時期に放置禁止区域内の放置自転車などの撤去を開始する予定である。

問 市民への周知期間は十分であるのか。

答 平成26年4月以降、放置禁止区域などのPR活動に努めていくが、三つの駐輪場の供用開始は平成26年の夏以降と思われるので、周知にはかなりの時間がとれると考えている。

審査結果

第4回定例会では、執行部から、これらの議案を含め14件が提案されました。一部反対があった議案もありましたが、1件を除き原案の通り可決（または承認、同意）されました。

議案第269号「下関市駐車場の設置等に関する条例等の一部を改正する条例」は、修正の上、可決されました。

各議案に対する議員個別の賛否については市のホームページをご覧ください。

◆議会が移転しました

議会関連施設（議場、委員会室、会派控室、議会事務局などは、本庁舎新館へ移転しました。※議会関係フロアの見取り図は、市報「しものせき2月号」の「議会だより」と市のホームページに掲載しています。

◆議会を傍聴してみませんか？

下関市議会では、市民に開かれた議会運営を行うため、地方自治法で定められた本会議に加え、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会も原則として公開しています。傍聴される方は、会議の行われる日に各フロアの受け付けで、住所、氏名などを書いて、到着順に傍聴券を受け取ってください。

【傍聴受付場所】

- 本会議＝9階受付（定員：70人）
- 委員会＝7階受付（定員：各委員会室8人）
- ※各階の受け付けまでは、エレベーターを利用してください

【傍聴の際、守っていただくこと】

- ・どのような理由があっても、議員席には入らないでください。
- ・発言に対し、声を出したり、拍手などをして騒ぎ立てないでください。



- ・静粛を守り、話しをしたり、笑ったりしないでください。
- ・帽子、コート、マフラー、手袋の類は着用しないでください。
- ・傍聴席で、ものを食べたり飲んだり、たばこをすわないでください。
- ・議長や委員長の許可なく、録画や録音はしないでください。携帯電話は必ず電源を切るか、マナーモードにしてください。
- ・傍聴席では係員の指示に従ってください。